

AI オンデマンド交通実証運行における運賃設定について

1 内容

首都圏からの移住者や地域における自家用車を持たない住民が、車を持たずとも移動しやすい環境の創出に向け、令和6年度に実施したニーズ調査の結果を踏まえた上で、令和7年度は有償での実証運行を行うため、運賃設定について協議する。

2 運行概要

令和7年度第1回長泉町地域公共交通協議会資料3「令和7年度 AI オンデマンド交通実証運行の実施について」参照

3 運賃設定

【運賃案】

大人	小人	未就学児
350円	200円	無料

4 道路運送法第9条5項に基づく意見募集について

(1) 意見募集の実施方法について

道路運送法第9条第5項において、運賃の協議を行う場合には、住民、利用者、利害関係者の3者すべての意見を反映できる方法であることが求められる。
意見を反映できる方法として、以下表に示すような方法が考えられる。

方法	対象者
①パブリックコメントの募集	住民、利用者、利害関係者
②広報誌への掲載による意見募集	住民、利用者、利害関係者
③沿線自治会への説明会	住民、利用者
④業界団体へのヒアリング	利害関係者
⑤ホームページへ意見募集の掲載	住民、利用者、利害関係者
⑥地域住民に対するアンケート調査	住民、利用者

※①・②・⑤は3者を対象とするためいずれかの実施のみで足りるが、③・④・⑥は1～2者しか対象とならないため、併用することが必要。

(2) 当町での実施方法について

⑤ホームページへ意見募集の掲載を行い、意見書にて意見を提出

(3) 実施期間

令和7年5月13日（火）～令和7年5月18日（日）

【参考】道路運送法第9条第5項

前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。